

## Column8. 単身世帯の増加と求められる対応 ～高齢単身者の現実

単身世帯(一人暮らし)が増加しており、今後も増えていくことが予想されている。増えているのは、若者の一人暮らしではない。未婚の中高年男性の一人暮らしや、配偶者と死別した高齢者の一人暮らしが急増している。

これまで結婚をして同居家族がいることを「標準」としてきた日本社会において、単身世帯の増加は、社会に少なくない影響を与えていくであろう。ライフスタイルの選択肢が多様になっていく一方で、要介護となった場合のリスク、貧困のリスク、社会的に孤立するリスクが高まっていくと考えられる。こうしたリスクに対して、社会としての対応が求められる。

本稿では、まず単身世帯の増加の実態とその要因をみていく。その上で、単身世帯の増加が社会に与える影響とその対策について考察する。

### 1. 単身世帯の現状と将来推計

2030年の80歳以上の単身女性は2010年の2倍

まず、単身世帯の現状をみていこう。2010年現在、全国の単身世帯数は1,678万世帯にのぼり、総人口の13.1%を占めている。そして2030年になると、単身世帯数は1,872万世帯、総人口の16.1%となるとみられている<sup>1</sup>。

注目すべきは、2010年から2030年にかけて年齢階層別の単身世帯数の増減が大きい点である。具体的には、2010年現在、男性で最も多くの単身世帯を抱えているのは20代である(【図表1】)。20代で単身世帯が多いのは、多くの若者が進学や就職などを機に親元を離れて一人暮らしを始めるためである。そして30代以降、年齢階層があがるにつれて、単身世帯数は減少していく。これは、結婚をして二人以上世帯となるためである。

一方、女性をみると、20代のみならず70代で単身世帯が多く、二つのコブができていく。70代女性で一人暮らしが多いのは、女性の平均寿命が男性よりも長いので、夫と死別して一人暮らしをする女性が多いことが要因である。

ところが2030年になると、年齢階層別の単身世帯数は一変する。20代の単身世帯は、少子化の影響を受けて男女共に大きく減少するとみられている。その一方で、2030年に男性で最も多くの単身世帯を抱える年齢階層は50代となる。他方、女性で単身世帯が最も多いのは80歳以上となり、256万世帯にのぼると推計されている。驚いたことに、これは2010年の80歳以上の単身女性数(125万世帯)の2倍の水準である<sup>2</sup>。

### 2. なぜ単身世帯は増加していくのか

50代男性の一人暮らしの増加は未婚化が主因

では、なぜ50代男性や80歳以上女性で単身世帯が増加していくのか。50代男性で単身世帯が増加していく最大の要因は、未婚化の進展である。50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合を「生涯未婚率」と呼ぶが、男性の生涯未婚率は1985年まで1～3%台で推移した後、1990年以降、急激に上昇を始め、2010年には20.1%となった。つまり、50歳男性の5人に1人が未婚者である。そして2030年になると、男性の生涯未婚率は27.6%になると

<sup>1</sup> 2010年の数値は、総務省「国勢調査」(実績値)。2030年の数値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013年1月推計)による将来推計。

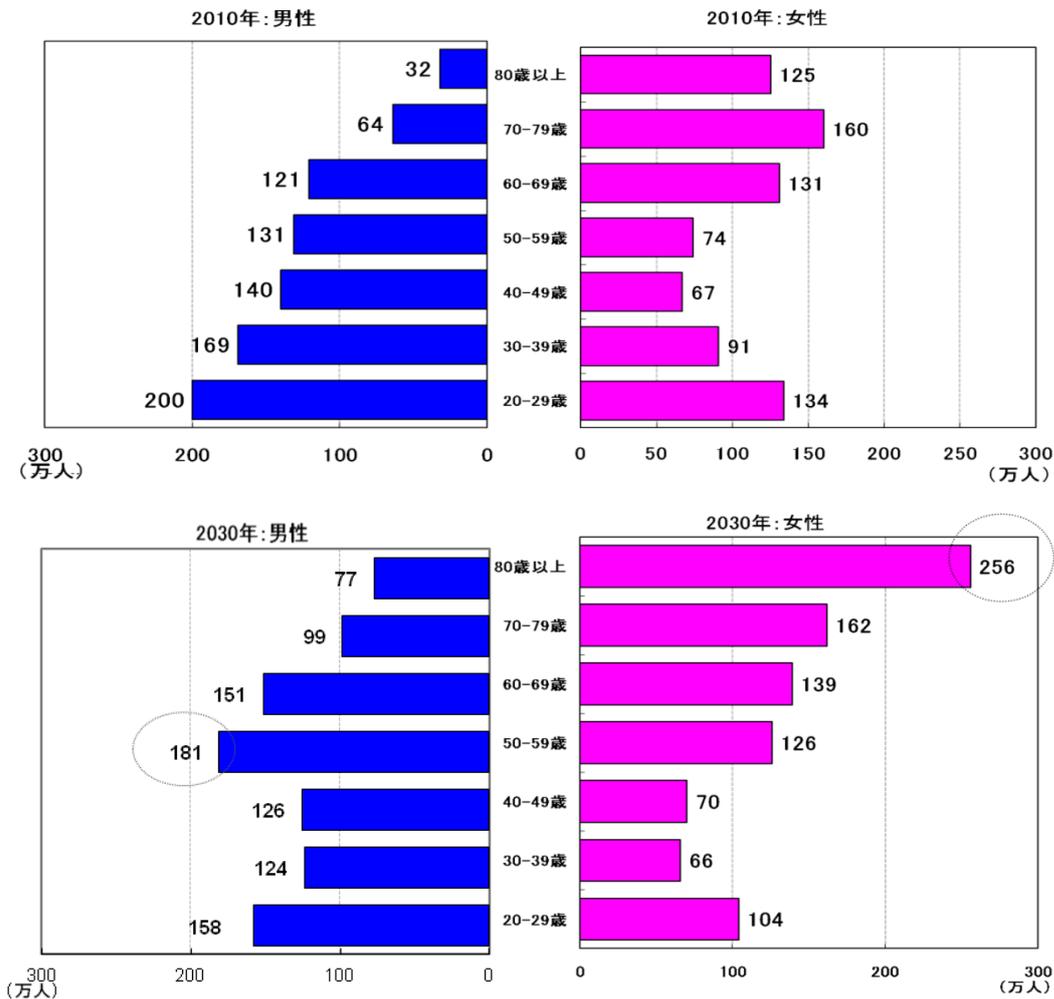
<sup>2</sup> 同上。

予測されている。ちなみに、女性の生涯未婚率も上昇していくが、男性ほど高い水準ではない。女性の生涯未婚率は 2010 年の 10.6%が 2030 年には 18.8%になると推計されている<sup>3</sup>。

80 歳以上女性の一人暮らしの増加は人口増と子との別居が要因

一方、80 歳以上の女性で単身世帯が増加していくのは、人数の多い「団塊の世代」が 80 歳以上になることと、配偶者と死別した高齢女性が子供と同居しない傾向が続くためと考えられる。実際、夫と死別した 80 歳以上の女性のうち、子供と同居する人の割合は、1995 年の 69.7%から、2010 年には 52.4%まで低下している。たかだか 15 年間で、配偶者を失った老親と子の同居率が 17%ポイントも低下しているのである<sup>4</sup>。

【図表 1】男女別・年齢階層別の単身世帯



(出所) 2010 年は総務省「国勢調査」(実績値)。2030 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013 年 1 月推計)よりみずほ情報総研作成。

### 3. 単身世帯の増加が社会に与える影響

では、単身世帯の増加は社会にどのような影響を与えるのか。様々な影響が考えられるが、以下では、介護需要の高まり、経済的に困窮する人の増加、

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2013 年 1 月推計)による。

<sup>4</sup> 総務省「平成 7 年国勢調査」(1995 年)と同「平成 22 年国勢調査」(2010 年)による。

社会的に孤立する人の増加、を取り上げていく。

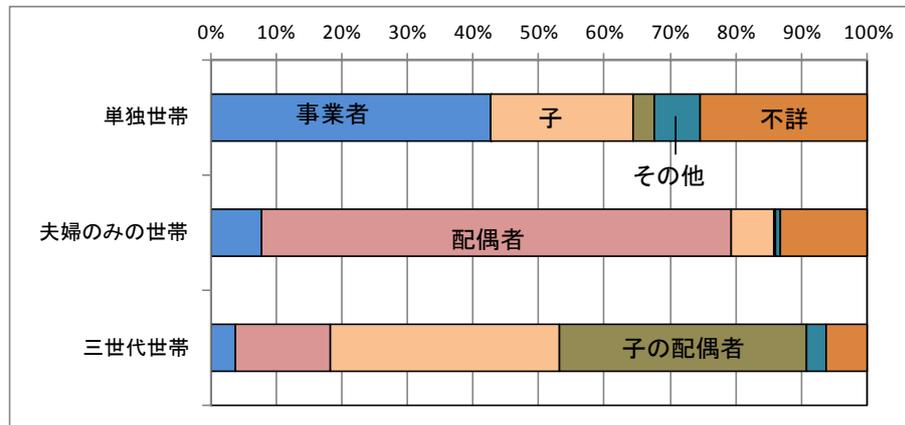
**(1) 介護需要の高まり**

要介護となった単身世帯の 5 割は、事業者が「主たる介護者」

第一に、介護需要の高まりである。単身世帯は同居家族がいないので、要介護となった場合に同居家族に頼ることができない。実際、単身世帯の要介護者に対して「主たる介護者」を尋ねると、「事業者」が 4 割強を占め、最も高い（【図表 2】）。残りは、「子」「子の配偶者」などの別居家族が「主たる介護者」となっている。

これに対して、「夫婦のみの世帯」「三世帯世帯」では、「配偶者」「子」「子の配偶者」などが「主たる介護者」になっていて、事業者は 1 割にも満たない。今後、高齢単身世帯の増加に伴って、事業者が提供する介護サービスへの需要が高まっていくだろう。

【図表 2】世帯類型別にみた「主な介護者」の続柄—要介護者を抱える世帯を対象



(出所)厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」よりみずほ情報総研作成

介護職員の確保が課題

問題は、こうした介護需要に対応できるだけの労働力を確保していけるか、という点である。現行のまま推移すれば、日本の生産年齢人口は 2010 年から 2030 年にかけて年平均で約 70 万人減少していくとみられている<sup>5</sup>。70 万人というのは、島根県の県民人口に相当する。一方、介護職員は、2011 年度から 2025 年度にかけて年平均で約 7 万人増やす必要があると推計されている<sup>6</sup>。生産年齢人口が大きく減少していく中で、これだけの介護職員を増やしていくことは容易ではないだろう。

**(2) 経済的に困窮する人の増加**

高齢単身者は貧困率が高い

第二に、単身世帯の増加に伴って、高齢者を中心に経済的に困窮する人が増加することが懸念される。所得が平均的な水準の半分に満たない人の割合を「相対的貧困率」<sup>7</sup>と呼ぶが、2012 年の高齢単身世帯の相対的貧困率を見ると、男性 29.3%、女性 44.6%となっていて、高齢者全体の貧困率(男性

<sup>5</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012 年 1 月推計)」に基づいて計算。

<sup>6</sup> 社会保障・税一体改革「医療・介護に係る長期推計」(2011 年 6 月)。2025 年度の介護職員数(改革シナリオ)の数値に基づいて計算。

<sup>7</sup> 厳密には「相対的貧困率」とは、所属する世帯の可処分所得から世帯規模を調整した「等価可処分所得」を算出した上で、同所得の中央値の 50% (貧困線)未満で生活する人々の割合を示す。

### 高齢単身世帯の家賃負担

15.1%、女性 22.1%)の2倍の水準になっている<sup>8</sup>。高齢単身世帯の貧困率が高いのは、同居人の収入を期待できないので、本人が無年金・低年金であれば、そのまま貧困に陥りやすいことなどがあげられる。

一方、支出面をみると、単身世帯は持ち家率が低いので、高齢期になってからも家賃負担が重くのしかかることが懸念される。年齢階層別に単身世帯の持ち家率を二人以上世帯と比較すると、単身世帯の持ち家率は相当程度低い水準にある(【図表3】)。70歳以上で20ポイントの差がある。

この背景には、二人以上世帯では、結婚や出産などの世帯規模の拡大に合わせて住宅購入を検討する機会があるのに対して、単身世帯では未婚者を中心にこのような機会が乏しいことがあげられる。今後は、高齢単身世帯の中で生涯未婚の単身世帯が増えていく。高齢単身世帯の持ち家率はさらに低下していくことが考えられる。

【図表3】単身世帯と二人以上世帯の持ち家率の比較(2013年)

(単位:%)

	30歳未満	30代	40代	50代	60代	70歳以上
単身世帯	2.9	10.8	24.3	38.2	53.8	68.4
二人以上世帯	19.1	50.1	69.9	81.3	87.0	88.5

(出所) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査(確報集計)」よりみずほ情報総研作成

(注1) 二人以上世帯の年齢階層は、世帯主の年齢に基づく。

(注2) 持ち家率は、「持ち家の世帯数/主世帯数」で算出。

### (3) 社会的に孤立する人の増加

#### 高齢単身男性は 会話頻度が少ない

第三に、社会的に孤立する人の増加である。高齢世帯について世帯類型別に会話頻度をみると、「2週間に1回以下」と回答した人の割合は、夫婦のみ世帯では、男性4.1%女性1.6%なのに対して、単身世帯では男性16.7%、女性3.9%となっている<sup>9</sup>。つまり、高齢単身男性の6人に1人が2週間に1回以下しか会話をしていない。

また、近年マスコミで、死亡後数日間気づかれなかった一人暮らしの高齢者の孤立死がとりあげられている。孤立死は、社会的孤立が顕在化した事例といえるが、一人暮らし高齢者の44.5%が孤立死を身近に感じている<sup>10</sup>。今後の高齢単身世帯の増加に伴って、社会的に孤立する高齢者が増加していくことが懸念される。

## 4. 単身世帯の増加に対する対応

### (1) 社会保障の機能強化

では、単身世帯の増加に対して、どのような対応をすべきか。第一に、社会保障の機能強化である。現行の社会保障制度は、同居家族の助け合いを前提にしているため、単身世帯の抱えるリスクに対応できていない面がある。

<sup>8</sup> 阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向:2006、2009、2012年」貧困統計ホームページより引用。

<sup>9</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査報告書」(2012年)による。

<sup>10</sup> 内閣府「平成26年度一人暮らし高齢者に関する意識調査」(2015年3月)による。

そして社会保障の機能強化には、財源の確保が必要となる。公的サービスの効率性を高めるのは当然としても、それだけで必要な財源を捻出することは難しい。消費税の引き上げなどによる財源確保は不可避である。

## (2) 地域づくり

第二に、地域で助け合うことができるように、地域コミュニティを再構築していくことである。特に、退職をした高齢単身者にとって、地域が「社会とつながる場」になることが多い。

### 地域における高齢者の就労環境の整備

一つの対策としては、働く意欲をもつ元気な高齢者が増えているので、地域において高齢者の就労環境を整備することである。就労は、生活防衛になると共に、社会的孤立の防止にも効果があるだろう。また、社会にとっても、労働力人口が大きく減少していく中、高齢者の労働力は重要になっていく。

この点、千葉県柏市では、退職した高齢者が地域で生きがいをもって働くことができ、しかもその就労が地域の課題解決にもつながる「生きがい就労事業」を進めている。地域の課題や高齢者のニーズを探りながら、2013年までの3年間に、農業、介護、保育などの分野で約180人の高齢者の雇用を創出した。短時間就労が主だが、最低賃金以上が支払われている<sup>11</sup>。

### 新しい住まい方

また、新しい住まい方が模索されている地域もある。例えば、東京都内では、1つのマンションに、一人暮らしの高齢者やファミリー層など多様な世帯が同居し、互いに交流を深める「コレクティブ・ハウス」という形態の住まい方が現れている。また、NPO法人が仲介に入り、配偶者を亡くして広い家で一人暮らしをする高齢者が大家となり、低家賃で学生に部屋を貸して、交流を深める試みもなされている。

今後、各地で、地域の事情に合った地域づくりを考えていく必要がある。

## (3) テクノロジーの活用

### 介護職員の不足をテクノロジーで補完

第三に、テクノロジーの活用である。介護職員不足に対しては、介護職の処遇改善を図り、介護分野で働く人を増やすことが必要になるだろう。それに加えて、福祉用具や生活支援ロボットなどテクノロジーの活用によって介護職員不足を緩和していくことも重要だ。

この分野の日本の技術力は高いものの、実用化や普及に向けた課題も多い。現在、特区を創設して、福祉機器や介護ロボットの開発が進められている。利用者ニーズを踏まえた開発をしていくとともに、機器による介護労働の効率化が事業者の収益改善につながる制度改正も検討していく必要があるだろう。

みずほ情報総研コンサルティング業務部  
調査研究チーム 藤森 克彦  
katsuhiko.fujimori@mizuho-ir.co.jp

<sup>11</sup> 柏市「柏市における長寿社会のまちづくり ～高齢者の生きがい就労～」(2013年10月)を参照。

© 2016 株式会社みずほ銀行・みずほ情報総研株式会社・みずほ総合研究所株式会社

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊社が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊社はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊社の書面による許可なくして再配布することを禁じます。